

経営所得安定対策に関する意向調査実施要領

平成26年9月

1. 目的

経営所得安定対策制度（旧・戸別所得補償制度）については、平成26年産米の直接支払交付金の削減をはじめ、ナラシ、ゲタ対策の見直し等大きな転換期を迎えている。

こうした中、本県の水田農業を支える大規模農業者や集落営農組織の代表者を対象に、同対策に対する意向や今後の農業経営の方針等について調査を実施し、課題や問題点の把握に努めるとともに、施策の改善要望等の基礎資料とする。

2. 調査対象

(1) 大規模稲作農業者（個人経営、法人）

※ 経営面積3ha以上を目安。

(2) 集落営農組織（代表者または役員）

※ 上記(1)(2)における対象者が少ない場合は、経営面積3ha未満の農業者への調査協力を願います。

3. 調査方法

大規模農業者

集落営農組織

} J Aごとに50事例（合計450事例）を選定のうえ実施

4. 調査期間

9月中旬～10月17日（金）

5. 実施方法・スケジュール

9月中旬

県協議会より調査用紙を各J Aに配付。

9月中旬～9月下旬

J Aから対象農業者へ調査票を配付。

J Aは配付結果を県協議会へ報告。

9月下旬～10月17日（金）

農業者はアンケートを記入後、同封の返信用封筒で県協議会へ返送。

11月～12月

県協議会にてアンケート結果の集計、分析、結果の公表。